

改定前(旧)	改定後(新)
<p>第1条(約款の適用) ┆</p> <p>第2条(本約款等の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> (省略) 最新の約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。 (省略) (省略) <p>第3条(定義)</p> <p>本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「本サービス」 (省略) 「お客様」 (省略) (新設) 「利用料金」 (省略) 「申請者」 (省略) <p>第4条(認証局規約) ┆</p> <p>第5条(通知) (省略)</p> <p>第6条(利用契約の締結等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (省略) 本サービスは事業者向けのサービスです。当社は本サービスを利用するお客様をすべて一般消費者に該当しない事業者とみなします。 当社は、前各項その他本約款等の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新しないことがあります。 <ol style="list-style-type: none"> (省略) (省略) お客様が第11条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはその可能性があるとして当社が判断した場合 (省略) (省略) <p>(新設)</p>	<p>第1条(約款の適用) ┆</p> <p>第2条(本約款等の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) 最新の本約款等については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。 (現行どおり) (現行どおり) <p>第3条(定義)</p> <p>本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「本サービス」 (現行どおり) 「お客様」 (現行どおり) 「基本契約」 当社のホスティング利用契約約款を内容とする契約をいいます。 「利用料金」 (現行どおり) 「申請者」 (現行どおり) <p>第4条(認証局規約) ┆</p> <p>第5条(通知) (現行どおり)</p> <p>第6条(利用契約の締結等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) 本サービスは事業者向けのサービスです。お客様は、本サービスを一般消費者としてではなく事業目的で利用するものとします。 当社は、前各項その他本約款等の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新しないことがあります。 <ol style="list-style-type: none"> (現行どおり) (現行どおり) お客様が第14条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはその可能性があるとして当社が判断した場合 (現行どおり) (省略) <p>第7条(本サービスの利用手続等)</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、本サービスの利用に際し、申込書およびその他証明書の発行申請に必要な情報を当社所定の手段により提出するものとします。 利用料金の支払いが前払い式の場合、当社は、第9条第1項に規定する利用料金の受領を確認した後、お客様から受領した情報に基づき認証局に対し、証明書発行申請の手続きを開始します。 認証局から追加書類の提出要求、その他の連絡または要請があった場合、当社は速やかにその旨をお客様に通知するものとし、お客様は速やかに当該要求等に応じるものとします。 前二項に規定する手続に関し、お客様は、当社を自己の技術担当者および事務担当者として指定し、これらの担当者業務の代行を当社に委託するものとします。 当社は、お客様から取得した個人情報を本条に定める手続等に必要な範囲で認証局に対し提供できるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。 その他、お客様は、当社が前項に定める委託業務の一部としてお客様および申請者を代行しお客様および申請者による認証局規約等への同意を表明することを承諾する等、本サービスを提供するために必要な業務に関する一切の権限を、当社に対し付与するものとします。

改定前(旧)	改定後(新)
(新設)	第8条(本サービスの利用) 1. <u>証明書の有効期間満了日まで、当社は、お客様の証明書にかかる秘密鍵を保管するものとします。</u> 2. <u>本サービスを利用して取得した証明書の種類によっては、基本契約に基づく当社のホスティング領域においてのみ利用可能であり、当該領域以外のサーバー領域での利用ができない場合があります。</u>
第7条(利用料金の支払い) 1. (省略) 2. 当社は、第9条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項または第11条(当社による解約)第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。 3. (省略) 4. (省略) 6. (省略)	第9条(利用料金の支払い) 1. (現行どおり) 2. 当社は、第12条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項または第14条(当社による解約)第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。 3. (現行どおり) 4. (省略) 6. (現行どおり)
(新設)	第10条(証明書発行の権限等) 1. <u>証明書発行の可否は、認証局規約等に基づき、認証局により判断されます。当社は、認証局の証明書発行にかかる決定について何らの権限を有せず、また、何らの責任を負いません。</u> 2. <u>認証局から証明書の発行、失効、その他証明書に関する通知を受領した場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとしますが、当該通知の内容について当社は何らの責任を負いません。</u>
第8条(委託) 4. (省略) 第14条(個人情報の取扱い) (省略)	第11条(委託) 4. (省略) 第17条(個人情報の取扱い) (現行どおり)
(新設)	第18条(保証の排除) 1. <u>当社は、本サービスを提供するにあたり必要となる業務を受託し、これらを本約款に基づき遂行する責任のみを負うものとします。</u> 2. <u>証明書は、認証局規約等に基づきお客様に提供されるもので、当社は、証明書について、その市場適格性、お客様または申請者の意図する使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害などを含め、一切の保証をしないものとします。</u>
第15条(免責) 1. (省略) 2. 各認証局の都合により本サービスの提供が中断又は終了する場合があります。各認証局からのサービス中断又はサービス終了の通知を受領した場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとなりますが、当該中断又は終了については、何らの責任を負いません。 3. (省略) 4. (省略) (新設)	第19条(免責) 1. (現行どおり) 2. 各認証局の都合により本サービスの提供が中断、終了またはサービス仕様に変更される場合(以下「サービス変更等」といいます)があります。各認証局からサービス変更等にかかる通知を受領した場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとなりますが、当該サービス変更等について当社は何らの責任を負いません。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. <u>お客様は、本サービスの利用に関連し自己と第三者(申請者を含む)の間に生じるクレーム、紛争または紛争のおそれの一切(以下総称して「第三者紛争」といいます)について、その性質にかかわらず、これらを自己の責任と費用をもって解決するものとします。また、当社が何らかの理由により第三者紛争の対応を余儀なくされた場合、お客様は、当該対応により当社に生じた費用の全部(弁護士費用等の一切を含む)について、これを補償するものとします。</u>
第16条(損害賠償の制限) 4. (省略) 第17条(契約上の地位の処分禁止等) (省略)	第20条(損害賠償の制限) 4. (省略) 第21条(契約上の地位の処分禁止等) (現行どおり)
第18条(契約期間) 利用契約の期間は、別に定めるものとします。 (新設)	第22条(契約期間) 1. 利用契約の有効期間は、別に定めるものとします。 2. <u>第18条および第19条の規定は、利用契約の有効期間満了後も有効に存続するものとします。</u>

改定前(旧)	改定後(新)				
<p>第19条(裁判管轄) ↳ 第20条(準拠法) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条(裁判管轄) ↳ 第24条(準拠法) (現行どおり)</p> <p>【サービス切替えに関する特則】</p> <p>第25条 (サービス切替え) 以下の当社レンタルサーバーサービス(以下、「旧サービス」といいます。))については2017年7月より、順次、当社のクラウド型レンタルサーバーサービス「Zenlogicホスティング」(以下、「新サービス」といいます。))に切替え(以下、「サービス切替え」といいます。))を行います。</p> <p><u>ビジネス15、100、200、300、400</u> <u>スーパービジネス500、1000</u> <u>ギガント・シリーズ</u> <u>ギガント2・シリーズ</u> <u>ギガントmini・シリーズ</u> <u>ライトビジネスシリーズ</u> <u>ウルトラビジネス・シリーズ</u> <u>ウルトラビジネス2・シリーズ</u> <u>ギガビジネス・シリーズ</u> <u>ギガビジネスプラス・シリーズ</u> <u>エコノミー・シリーズ(エントリー/メジャー)</u> <u>ビズ・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)</u> <u>ビズ2・シリーズ (ライトビズ/スモールビズ/メディアムビズ/ラージビズ)</u> <u>EC-CUBEサーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)</u></p> <p>サービス切替えに伴い、旧サービスをご利用のお客様に提供しております以下のSSLサーバー証明書関連のサービスは新サービスを基本サービスとする「SSLサーバー証明書取得サービス」に契約を移行します。</p> <p><u>BIZCERTサービス</u> <u>サイバートラストEVサーバー証明書取得代行サービス</u> <u>サイバートラストサーバー証明書取得代行サービス</u> <u>シマンテックEVサーバー証明書取得代行サービス</u> <u>シマンテックサーバー証明書取得代行サービス</u> <u>ドメイン認証型サーバー証明書取得代行サービス</u> <u>オプションサービス「サーバセキュア化サービス」</u></p> <p>第26条 (サービス切替え前の適用)</p> <p>1. 本約款第4条「サーバー証明書および認証局一覧」に関して、旧サービスを利用するお客様においては、サービス切替えが完了するまで、別記1「サービス切替え前の提供内容」第1条の定めを適用するものとします。</p> <p>2. 本約款第8条第1項の定めは、旧サービスを利用するお客様においてはサービス切替えが完了した時点から適用されるものとし、サービス切替えが完了するまでは別記1「サービス切替え前の提供内容」第2条の内容に読み替えるものとします。</p> <p>別記1. サービス切替え前の提供内容</p> <p>第1条 (本サービスで扱うサーバー証明書) 本約款第4条「サーバー証明書および認証局一覧」に次の証明書を加えるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本サービスで扱うサーバー証明書</th> <th>認証局および認証局規約等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイバートラスト SureServer(R) EV</td> <td>サイバートラスト株式会社 https://www.cybertrust.ne.jp/ssl/repository/index.html ・SureServer EV 証明書加入契約書 ・EVC 認証局運用規程</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 (秘密鍵の保管) 証明書の有効期間満了日まで、または、お客様の基本サービス終了日のいずれか早い日まで、当社は、お客様の証明書にかかる秘密鍵を保管するものとします。</p>	本サービスで扱うサーバー証明書	認証局および認証局規約等	サイバートラスト SureServer(R) EV	サイバートラスト株式会社 https://www.cybertrust.ne.jp/ssl/repository/index.html ・SureServer EV 証明書加入契約書 ・EVC 認証局運用規程
本サービスで扱うサーバー証明書	認証局および認証局規約等				
サイバートラスト SureServer(R) EV	サイバートラスト株式会社 https://www.cybertrust.ne.jp/ssl/repository/index.html ・SureServer EV 証明書加入契約書 ・EVC 認証局運用規程				
(新設)					
(新設)					
(新設)					
(新設)					
(新設)					

改定前(旧)	改定後(新)
<p>附則</p> <p>第1条(発効期日) (省略)</p> <p>第2条(改定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2016年2月24日 一部改定 2. 2016年8月30日 一部改定 3. 2016年10月26日 一部改定 4. 2016年2月24日 一部改定 	<p>附則</p> <p>第1条(発効期日) (現行どおり)</p> <p>第2条(改定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2016年2月24日 一部改定 2. 2016年8月30日 一部改定 3. 2016年10月26日 一部改定 4. <u>2017年6月8日 一部改定</u> <u>旧サービス(第25条で定義)の利用者の範囲において、次の約款および条項を本約款に統合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>BIZCERTサービス利用約款</u> ・<u>サイバートラストEVサーバー証明書取得代行サービス利用契約約款</u> ・<u>サイバートラストサーバー証明書取得代行サービス利用契約約款</u> ・<u>シマンテックEVサーバー証明書取得代行サービス利用契約約款</u> ・<u>シマンテックサーバー証明書取得代行サービス約款</u> ・<u>ドメイン認証型サーバー証明書取得代行サービス利用契約約款</u> ・<u>オプションサービス利用契約約款第8条(サーバセキュア化サービス)</u>